

公害診療における

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養の取扱い

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療においては、患者が長期収載品の処方希望される場合の**特別の料金は発生しません。**

これまでどおり**公害認定患者の自己負担はありません。**

（令和6年8月7日付環境省からの通知）

Q 令和6年10月から開始される長期収載品の選定療養について、令和6年7月12日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について（その1）」の問11において、「国の公費負担医療制度の対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、長期収載品の選定療養の対象となる」とされているが、公害医療も同様の取り扱いとなるか。

A 令和6年10月から実施される長期収載品の選定療養については医療保険制度を対象としたものであり、当該疑義解釈も医療保険制度が優先する公費負担医療について解説されたものである。

公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づいて給付される公害医療は医療保険制度とは別に給付されるものであり、選定療養費は公健法の給付では規定されていない。

このため、照会の問11の適用を受けるものではなく、**従来どおり自己負担なしの取扱いとなる。**

なお、上記整理については、厚生労働省保険局医療課とは協議済みであるので、念のため申し添える。

※名古屋市特定呼吸器疾病患者の取扱いは、公害診療の取扱いとは異なり、選定療養の対象になりますのでご注意ください。

（詳細は「名古屋市特定呼吸器疾病患者における後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養の取扱い」をご覧ください）

（名古屋市環境局公害保健課）